八峰町サーモン養殖事業に関する四者協定書

令 和 ４ 年 １ ２ 月 １ ３ 日

秋　　　　　　田　　　　　　県

八峰町サーモン養殖事業に関する四者協定書

（目的）

第１条　この協定は、秋田県漁業協同組合（以下「甲」という。）、日本サーモンファーム株式会社（以下「乙」という。）、八峰町（以下「丙」という。）及び秋田県（以下「丁」という。）が包括的な連携のもと、八峰町におけるサーモンの養殖事業の可能性について調査を行い、事業実現に向け相互に協力し、水産業の振興並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定書において「サーモン」とは、サケ科の鮭や鱒のことをいう。

（連携事項）

第３条　甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力する。

（１）養殖用種苗の生産に関すること

（２）試験養殖に関すること

（３）養殖事業に関すること

（４）その他、第１条の目的を達成するために必要と認める事項

２　前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策及び役割分担については、別紙のとおり定める。

（協定期間）

第４条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までにいずれからも別段の申し出がないときは、本協定は１年間自動的に更新され、その後も同様とする。

（秘密保持）

第５条　この協定に基づき、甲、乙、丙及び丁が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相互の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を４通作成し、甲、乙、丙及び丁が署名のうえ、各々がその１通を所有する。

令和４年１２月１３日

甲　　秋田県秋田市土崎港西一丁目５－１１
　　　秋田県漁業協同組合

　　　代表理事組合長

　　　　　　　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙　　青森県西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜５番地７
　　　日本サーモンファーム株式会社

　　　取締役会長

　　　　　　　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

丙　　秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田１１８

　　　八峰町長職務代理者　八峰町副町長

　　　　　　　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

丁　　秋田県秋田市山王四丁目１－１

　　　秋田県知事

　　　　　　　　　　　　　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙（第３条第２項関連）

八峰町サーモン養殖事業に関する四者協定第３条第２項に定める役割分担については次のとおりとする

区分		役割分担				備考
		甲	乙	丙	丁	
（1）養殖用種苗の生産に関すること	養殖用種苗生産施設の適地調査 （河川・用地）		◎	○	○	
	取水に関する調整 （水利権）		○	◎		
	用地に関する調整 （所有者調査等）		○	◎		
	用地買収・養殖用種苗生産施設の建設 （実現可能となった場合）		◎	○	○	
（2）試験養殖に関すること	実施計画の作成 （場所・規模・工程・人員等）	◎	○	○	○	
	技術指導・種苗の提供	○	◎		○	
	試験養殖の実施	◎	○			
（3）養殖事業に関すること	海面養殖実施計画の作成 （場所・規模・工程・人員等）	○	◎	○	○	
	販路に関すること	○	◎	○	○	
	実施に係る漁場等の調整 （地元組合員への説明）	◎	○	○	○	
	養殖事業の実施 （実現可能となった場合）	◎	◎			
	区画漁業権の取得	◎			◎	
	養殖場の整備に関すること （防波堤延伸・静穏域造成）	○	○	○	◎	
（4）その他	関係法規の確認	○	○	○	◎	
	各種補助金等の調査	○	○	○	◎	
	各種機関との調整	○	○	◎	○	

◎主体的に実施する　〇必要に応じて実施・協力する